山梨県災害時精神医療体制について

資料１－４

＜DPAT派遣調整＞

DPATの構造

DPAT必要隊数（R5～6年度厚生労働科学研究）
・被災精神科病院への支援として、搬送患者15名につき３隊、診療継続支援に３隊必要。
・災害拠点精神科病院支援として受け入れ患者34名につき４～８隊必要。

＜県保健医療福祉調整本部（地区保健医療福祉調整本部含む）設置基準＞
県災害対策本部を設置することとなったとき。具体的には、次のいずれかの事象が発生したときとする。
・震度６弱以上の地震が県内に発生したとき
・県内で、震度５弱・５強の地震で相当規模の死傷者が発生、又は発生している恐れがあるとき
・「南海トラフ地震臨時情報（「巨大地震警戒」）」が発表されたとき
・県内に特別警報が発表され、相当規模の死傷者が発生、又は発生している恐れがあるとき
・県内の広範囲な地域にわたり豪雪が見込まれる（甲府中心部で３０ｃｍ以上の積雪で降雪が継続する予報）ことで、透析患者を初めとする救急患者等の医療体制の確保に問題が生じる恐れがあるとき
・県内において洪水災害、土砂災害等で相当規模の死傷者が発生、又は発生している恐れがあるとき
・南海トラフ地震臨時情報・県内において武力攻撃事態等が発生し、相当規模の死傷者が発生、又は発生している恐れがあるとき
・その他、本部長（福祉保健部長）が必要と認めたとき（大規模事故等）

＜DPAT調整本部　終結の基準＞※DPAT活動マニュアル
DPAT活動の終結は、DPAT活動における処方数、相談数等の推移を評価しながら、被災地域の精神保健医療機関の機能が回復し、かつDPAT活動の引継ぎと、その後の精神保健医療ニーズに対応できる体制が整った時点を目安とし、被災都道府県がDPAT都道府県調整本部の助言を踏まえて決定する。

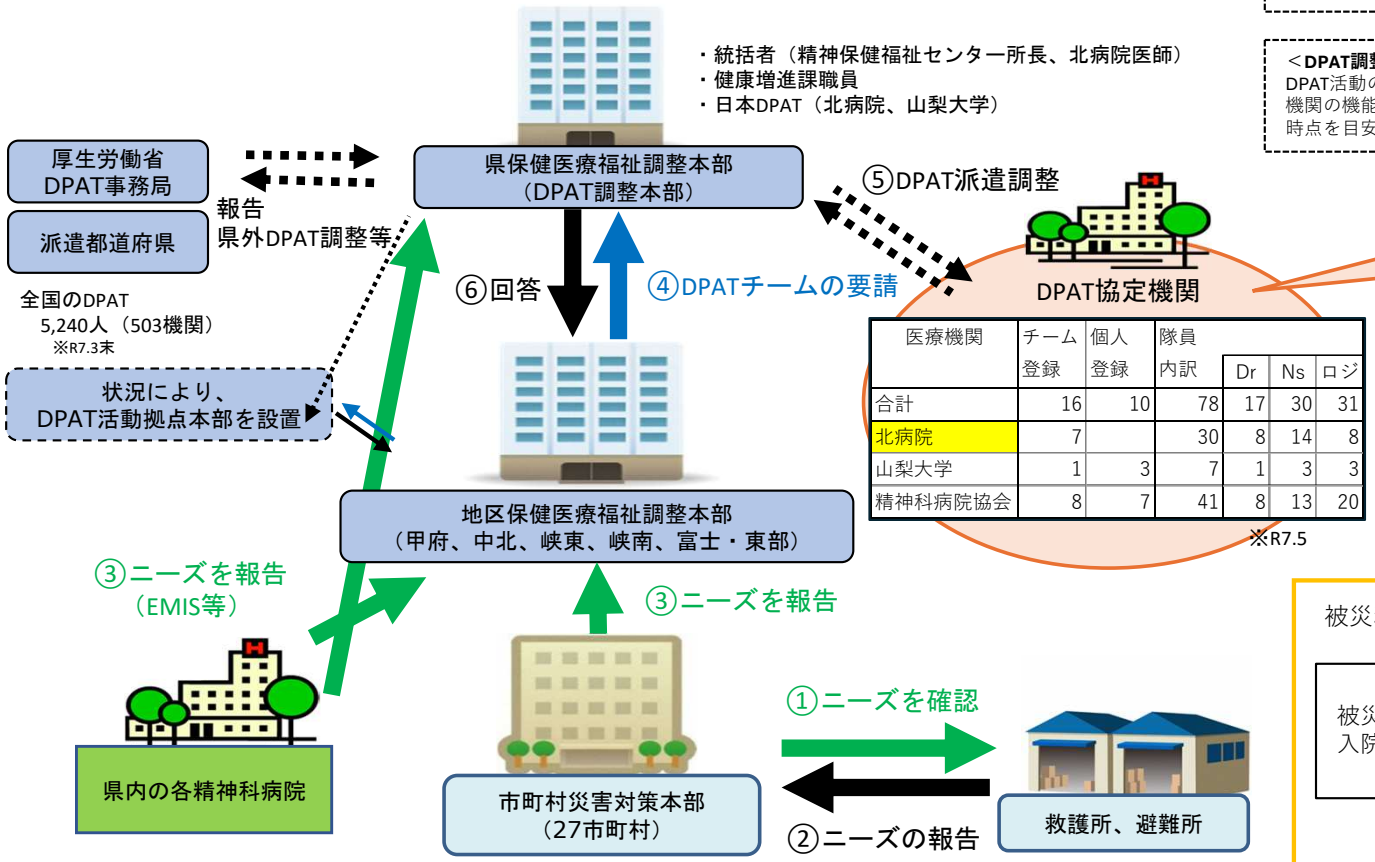

医療機関	チーム登録	個人登録	隊員内訳	Dr	Ns	ロジ
合計	16	10	78	17	30	31
北病院	7		30	8	14	8
山梨大学	1	3	7	1	3	3
精神科病院協会	8	7	41	8	13	20

※R7.5

＜災害拠点精神科病院＞
医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、被災地からの精神疾患を有する患者の受入れ、DPATの派遣に係る対応等を行う。

被災精神病院患者の転院フロー（例）

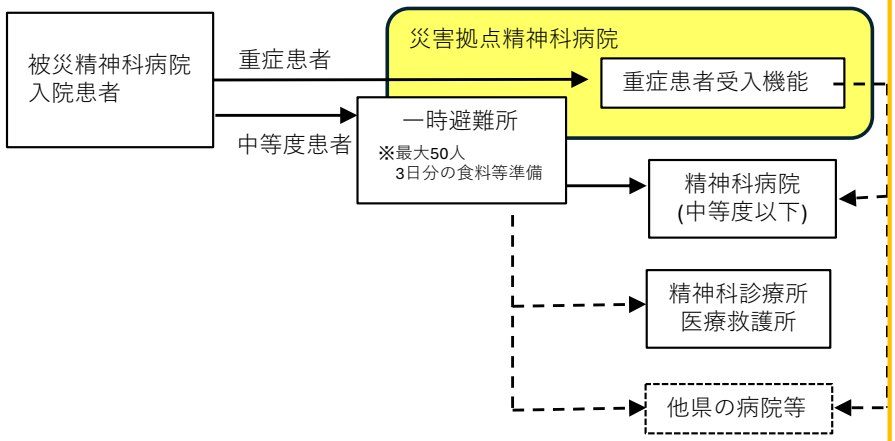

精神科病院　12施設、2,215病床（うち162空床）
指定自立支援医療機関(精神通院)の病院・診療所　91施設（うち精神科または心療内科を標榜　40施設）
訪問看護ステーション　71施設

～平時の取り組み～
●DPAT養成研修
●情報伝達訓練（DPAT調整本部立ち上げ訓練、EMIS）
●DPAT運営委員会
○DPAT事務局各研修及び訓練　など